

会員通知 第19号
2023年3月30日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 小池善明

令和4年公認会計士法等改正に伴う「株券上場審査基準」等の一部改正について

本所は、「株券上場審査基準」等の一部改正を行い、本年4月1日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律」（令和4年法律第41号）の施行に伴い、日本公認会計士協会の自主規制として運営されてきた「上場会社監査事務所登録制度」が、公認会計士法に基づく「上場会社等監査人登録制度」に見直されることを踏まえ、所要の改正を行うものです。

現在、上場会社の企業行動規範においては、上場会社監査事務所等による監査を受けるものとしておりますが、同一の趣旨の制度が法令により定められることを受けて、この規定を削除することとします。また、株券上場審査基準においては、現在、上場会社監査事務所等であることに加え、日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた公認会計士又は監査法人による監査等を受けるものとしておりますが、改正後においても、引き続き、上場会社等監査人名簿に登録を受けていることに加え、同協会の品質管理レビューを受けた公認会計士又は監査法人による監査等を求めることとします。

以上

「株券上場審査基準」等の一部改正新旧対照表

目 次

| | (ページ) |
|---------------------------------|-------|
| 1. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表 | 1 |
| 2. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表 | 2 |

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号、第3号から第11号までに適合する新規上場申請者の株券で、第2号又は第2号の2に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(9)の2 <u>登録上場会社等監査人</u>による監査 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事象年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、<u>登録上場会社等監査人(公認会計士法第34条の34の8第1項に規定する登録上場会社等監査人(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。))をいう。</u>(本所が適当でないと認める者を除く。))による法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。</p> | <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号、第3号から第11号までに適合する新規上場申請者の株券で、第2号又は第2号の2に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(9)の2 <u>上場会社監査事務所</u>による監査 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事象年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、<u>上場会社監査事務所(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。))を含む。</u>(本所が適当でないと認める者を除く。)の法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> |

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。</p> | <p><u>(上場会社監査事務所等による監査)</u></p> <p><u>第10条の3 上場会社は、上場会社監査事務所</u> <u>(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所</u> <u>登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録さ</u> <u>れている監査事務所を含む。)の監査を受ける</u> <u>ものとする。</u></p> |